

厚生労働大臣の定める揭示事項

当院は、厚生労働省が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【九州厚生局への届出事項】

以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

◎基本診療料

- ◆機能強化加算
- ◆外来感染対策向上加算
- ◆連携強化加算
- ◆サーベイランス強化加算
- ◆医療 DX 推進体制整備加算

◎特掲診療料

- ◆ニコチン依存症管理料
- ◆在宅療養支援診療所（届出区分 3）
- ◆在宅医療 DX 情報活用加算
- ◆在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料
- ◆在宅医療情報連携加算
- ◆在宅がん医療総合診療料
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ・Ⅱ

【明細書発行体制加算について】

当院は、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の負担のない方についても、明細書を無料で発行することといたしました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

【禁煙外来について】

当院はニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙のための治療的サポートをする禁煙外来を行っています。たばこをやめたい方、どうぞお気軽にご相談ください。また当院の敷地内は全面禁煙となっていますのでご協力をお願い致します。

【機能強化加算について】

当院は機能強化加算の届出を行っています。

- ・他の医療機関の受診状況および、お薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談、介護・保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
必要に応じて、専門医・専門医療機関にご紹介致します。
- ・夜間・休日等の緊急時の問い合わせへの対応について情報提供を行います。
- ・訪問診療を行っている患者様に対し、夜間・休日等の緊急時の対応を行います。
- ・医療機能情報提供制度を利用して、かかりつけ医機能を有する医療機関等にご紹介致します。

厚生労働大臣の定める揭示事項

→かかりつけ医機能を有する地域の医療機関は「医療機能情報提供制度（医療情報ネット）」のインターネットページで地域の医療機関が検索できます。ふくおか医療情報ネット <https://www.fmc.fukuoka.med.or.jp/>

【外来感染向上加算について】

当院では感染防止対策のために以下のような取り組みを行っています。

- ・院内感染管理者を配置しています。
- ・手指衛生の指導や年 2 回感染防止対策の職員研修、マニュアル作成などを行っています。
- ・院内感染管理者が定期的に巡回を行い、職員指導や医療環境の改善に努めています。
- ・抗菌薬適正使用の推進に取り組んでいます。
- ・地域の医師会や連携医療機関との定期的なカンファレンスや、新しい感染症の発生を想定した訓練に参加し、地域全体で感染防止対策の推進を行っています。
- ・新しい感染症や集団感染が発生した場合、医師会や連携医療機関と協力しながら対応する体制を整えています。

【医療情報取得加算について】

当院は、オンライン請求を行っています。また、マイナ保険証によるオンライン資格確認を行う体制を有しています。当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋（今後導入予定）等から取得する情報を活用して診療を行っています。

【一般処方名について】

当院では、薬局で患者様へスムーズに医薬品が提供されるよう、国の推進する一般名処方を実施しております。一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方箋に記載することであり、有効成分同一であれば薬局にて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。なお医薬品によっては一般処方ができない場合があることとあらかじめご了承ください。また、患者様が一般名処方から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部は「選定療養費」の対象となり、ご負担頂くこともあらかじめご了承ください。

【医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療 DX 情報活用加算について】

当院では、医療 DX を推進し、質の高い医療をできるように体制整備を行っています。

- ・居宅同意取得型オンライン資格確認等システムで取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを今後導入する予定としております。

【生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ算定について】

当院では、2024 年 6 月の診療報酬改定により、高血圧症、糖尿病、脂質異常症の 3 疾患が特定疾患療養管理料から除外されることになりました。これに伴い、この 3 疾患に該当する患者様は、生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱに移行することになりました。生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱに該当する患者様には、療養計画書を発行致します。

【長期処方・リフィル処方箋について】

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院では、28 日以上の長期投薬、医師の定めた一定の期間内であれば繰り返し利用できるリフィル処方に対応しています。ただし、症状等によっては医学的に対応でない場合がございますので、ご理解の程よろしくをお願いします。

【在宅医療情報連携加算】

患者様の状況に応じて下記医療機関ときめ細やかな連携体制を取っています。

当院では、患者様同意の上、連携する医療施設・介護サービス事業者と I C T ツール（ちどりネット）で診療情報等を共有しています。

【連携実績のある医療・介護事業所】

うぐいす薬局 あすなろ訪問看護ステーション 新生堂薬局 樹調剤薬局 きらり薬局大野城店